第７号の２様式及び第７号の２様式別表１から別表７まで記載の手引

欄　等		記　載　の　し　か　た	留　意　事　項
第七号の二様式（その一）	１ 用途等	この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の１を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
	４「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表６⑵）の１の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表６の２）の１の欄の金額を記載します。	
	５「前３年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前３年以内の各事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、防衛特別法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
	６「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合　同表の①の欄の金額 ⑵　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額以下の場合　同表の⑦の欄の金額 ⑶　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額	
	７「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の１を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第７号の２様式別表２の⑦の欄の金額を記載します。	
	８「⑨又は当初申告税額控除額⑩」	⑴　⑵に規定する場合（⑶に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑩」を抹消します。 ⑵　通算法人の適用事業年度について法第53条第39項の規定の適用を受ける場合（⑶に規定するときを除きます。）には、「⑨又は」を抹消します。 ⑶　既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第１号及び第３号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。	
	９「前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	⑴　前３年以内の各事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかっ	

	.	た額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 ⑵　⑮の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合　政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の⑦の欄の金額 (ﾛ)　この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合　政令第９条の７第25項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の⑤の欄の金額	
	10「各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴　「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑵　都道府県ごとの⑱の欄の計算は⑩、⑪及び⑫の各欄の金額の合計額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ⑶　⑲の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。 　また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑲の欄は、第６号様式別表１の２の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	
第七号の二様式（その二）	１　用途等	⑴　この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第７号の２様式（その１）に代えて使用して差し支えありません。 ⑵　⑧から⑮までの各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	

3「政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、これらの額を政令第９条の７第４項本文及び第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の６を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表６⑵）の１の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表６の２）の１の欄の金額を記載します。	
5「前３年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前３年以内の各事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、防衛特別法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合　同表の①の欄の金額 ⑵　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額以下の場合　同表の⑦の欄の金額 ⑶　第７号の２様式別表１の⑦の欄の金額が、同表の①の欄の金額、同表の②の欄の金額及び同表の③の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額	
7「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の１を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第７号の２様式別表２の⑦の欄の金額を記載します。	
8「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第５項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の６を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の４様式別表２の⑦の欄の金額を記載します。	
9「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	⑴　⑵に規定する場合（⑶に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑪」を抹消します。 ⑵　通算法人の適用事業年度について法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合（⑶に規定するときを除きます。）には、「⑩又は」を抹消します。 ⑶　既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第１号及び第３号に係る部分に限ります。）及び第321条の８第40項（第１号及び第３号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑪の欄の金額として計算される金額を記載します。	
10「当期分として算定した法人税割額⑭」	㉚若しくは㉝の各欄の金額又は第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の⑦の欄の金額から特定寄附金税額控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。	東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人を除きます。）の特別区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。 ⑴　道府県民税相当分（上段）　特別区の存する区域以外の区域において東

			京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第７号の３様式の⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の⑨(イ)の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の⑩の上段の欄の金額を控除した金額 ⑵　市町村民税相当分（下段）　東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から⑴に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第７号の３様式の⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の⑨(ロ)の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の⑩の下段の欄の金額を控除した金額 ⑶　⑴及び⑵の計算の過程において１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
	11「前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	⑴　前３年以内の各事業年度において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。 ⑵　「道府県民税」の各欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 ⑶　「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 ⑷　「当期分」の欄は、「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑭」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。 ⑸　「翌期繰越額計」の欄は、前３年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。 ⑹　⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合　政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その	

		２）の⑦の欄の金額 (ﾛ)　この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合　政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の⑤の欄の金額	
12「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」	２以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴　「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第９条の７第４項及び第48条の13第５項の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第９条の７第４項及び第48条の13第５項の規定により計算する法人は、第７号の２様式別表２の⑧の欄及び第20号の４様式別表２の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑵　⑲及び㉒の各欄の計算は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑪、⑫及び⑬の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額（㉕及び㉖の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。 ⑶　⑳の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑳の欄は、第６号様式別表１の２の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。 ⑷　㉓の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は同様式の⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。 また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉓の欄は、第20号様式別表１の２の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。	東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の⑳の欄、㉓の欄及び特別区以外の⑳の欄には次の金額を記載します。 ⑴　東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限ります。） (ｲ)　特別区分の⑳の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第７号の３様式の⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の特別区分の⑩の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の特別区分の⑬の欄の金額を控除した金額 (ﾛ)　特別区分の㉓の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(ｲ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第７号の３様式の⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の特別区分の⑪の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の特別区分の⑯の欄の金額を控除した金額 ⑵　特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人 (ｲ)　特別区分の⑳の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割	

			相当額から第７号の３様式の⑮の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の特別区分の⑩の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の特別区分の⑬の欄の金額を控除した金額　第７号の３様式の⑳の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額／（同様式の⑮の欄の金額＋同様式の⑰の欄の金額） (ﾛ)　特別区分の㉓の欄　東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(ｲ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第７号の３様式の⑮の欄の金額（同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の特別区分の⑪の欄の金額を加算し、第７号様式（その２）の特別区分の⑯の欄の金額を控除した金額　第７号の３様式の⑳の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額／（同様式の⑮の欄の金額＋同様式の⑰の欄の金額） (ﾊ)　特別区以外分の⑳の欄　特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第７号の２様式別表７（その２）の特別区以外分の⑩の欄のうち東京都分の金

			額を加算し、第７号様式（その２）の特別区以外分の⑬の欄のうち東京都分の金額を控除した金額 第７号の３様式の⑳の欄の金額－（(ｲ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額＋(ﾛ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額） ⑶　⑴及び⑵の計算の過程において１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。
別表一	１　用途等	⑴　この明細書は、第７号の２様式の明細書に添付してください。 ⑵　この明細書の各欄に記載する金額は、第７号の２様式の明細書及び法人税の明細書（別表６⑶）の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「前３年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	⑴　「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合　政令第９条の７第６項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の⑪の欄の金額 (ﾛ)　この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合　政令第９条の７第15項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の⑤の欄の金額 ⑵　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。 (ｲ)　この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合　政令第９条の７第６項の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の⑭の欄の金額 (ﾛ)　この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合　政令第９条の７第15項の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の⑩の欄の金額	
別表二	１　用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	３「法人税の控除限度額①」	内国法人にあっては法人税の明細書（別表６⑵）の17の欄の金額を、外国法人にあっては法人税の明細書（別表６の２）の11の欄の金額を記載します。	
	４「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存す	

		る区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して１人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該１人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6「税率⑤」	当該事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあっては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。	
	7「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に１円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の１で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に１人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第９条の７第６項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
	6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分	

		割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６（２の２））の21の欄の金額を記載します。	
	8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦／⑥」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。	
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第９条の７第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式別表１の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書（別表６（２の２））の21の欄の金額を記載します。	
別表五（その一）	1 用途等	この明細書は、政令第９条の７第18項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式（その１）の明細書に添付してください。 なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その１）の⑰の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その１）の⑰の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。

		⑵　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	
	5「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表五（その二）	1 用途等	⑴　この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式（その２）の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第７号の２様式別表５（その１）に代えて使用して差し支えありません。 ⑵　この明細書の①及び④から⑦までの各欄は、次のとおり記載します。 (ｲ)　「道府県民税」の各欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (ﾛ)　「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合　当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その２）の⑱の欄の金額 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合　当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その２）の⑱の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴　法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵　外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	⑴　この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③／②」を抹消します。 ⑵　この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表六（その一）	1 用途等	この明細書は、政令第９条の７第25項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式（その１）の明細書に添付してください。 なお、①、④及び⑤の各欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その１）の⑰の欄の金額を記載します。	

	4「当該法人の調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴ 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵ 外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表六（その二）	1 用途等	⑴ この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式（その２）の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第７号の２様式別表６（その１）に代えて使用して差し支えありません。 ⑵ この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。 (ｲ) 「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (ﾛ) 「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第７号の２様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第７号の２様式（その２）の⑱の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 ⑴ 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の７若しくは第66条の９の３の規定の適用を受ける内国法人　法人税の明細書（別表６⑵）の16の欄の金額 ⑵ 外国法人　法人税の明細書（別表６の２）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
別表七（その一）	1 用途等	この明細書は、通算法人（通算法人であった法人を含みます。以下同じです。）が法第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書、第７号の２様式（その１）の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付してください。 この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第７号の２様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書、第７号の２様式（その１）の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	⑴ 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「（⑤－①）又は」を抹消します。 ⑵ 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき同条第44項の規定の適用を受けるとき（以下別表７(その１)記載の手引において「既に	

		修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下別表７(その１)記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶ ⑴の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	4「税額控除超過額相当額(①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	⑴ 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(①－⑤）又は」を抹消します。 ⑵ 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶ ⑴の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	5「各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	２以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴ 「政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。 ⑵ 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第９条の７第４項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を同項ただし書の規定により計算する法人にあっては第７号の２様式別表２の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑶ 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
別表七（その二）	１ 用途等	この明細書は、通算法人が法第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）及び第321の８第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載し、第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書、第７号の２様式（その２）の明細書又は第10号の３様式の更正請求書の明細書に添付してください。 なお、この明細書中、２段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。 この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第７号の２様式（その２）及び同様式別表１から別表６（その２）までの明細書又は第７号の２様式（その１）及び同様式別表１から別表６（その１）まで並びに第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第７号の２様式（その２）及び同様式別表１から別表６（その２）までの明細書又は第７号の２様式（その１）及び同様式別表１から別表６（その１）まで並びに第20号の４様式及び同様式別表１から別表６までの明細書を添付してください。	
	２「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書、第７号の２様式（その２）の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「税額控除不足額相当額(⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	⑴ 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（⑵に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(⑤－①）又	

		は」を抹消します。 ⑵　既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び第321条の８第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受けるとき（以下別表７(その２)記載の手引において「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下別表７(その２)記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶　⑴の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	4「税額控除超過額相当額(①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	⑴　通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の８第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(①－⑤）又は」を抹消します。 ⑵　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。 ⑶　⑴の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。	
	5「各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	２以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。 ⑴　「政令第９条の７第４項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第５項ただし書の規定の適用の有無」の各欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第９条の７第４項ただし書及び第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては「有」を、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第９条の７第４項本文及び第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては「無」を○印で囲んで表示します。 ⑵　「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第９条の７第４項本文及び第48条の13第５項本文の規定により計算する法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第９条の７第４項ただし書及び第48条の13第５項ただし書の規定により計算する法人にあっては第７号の２様式別表２の⑧及び第20号の４様式別表２の⑧の各欄の補正後の従業者数を記載します。 ⑶　都道府県ごとの⑩及び⑪の各欄の計算は⑨の(ｲ)及び(ﾛ)の各欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の加算すべき税額控除超過額相当額は、⑨の(ｲ)及び(ﾛ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の加算すべき税額控除超過額相当額の合算額（⑫及び⑬の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。	